

宜 議 第 5 1 9 号  
平成30年12月20日

議 長  
上地 安之 殿

経済建設常任委員会  
委員長 宮城 克

委員会審査結果について（報告）

第419回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成30年 12月7日	平成30年 12月7日	陳情第2号、議案第70号、議案第71号
平成30年 12月10日	平成30年 12月10日	陳情第9号、議案第77号、議案第74号、陳情第2号、 議案第70号、議案第71号
会議日数 2日間		

## 2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第70号		平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	平成30年12月6日	平成30年12月10日	原可案決
議案第71号		平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	平成30年12月6日	平成30年12月10日	原可案決
議案第74号		平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第3号)	平成30年12月6日	平成30年12月10日	原可案決
議案第77号		宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	平成30年12月6日	平成30年12月10日	原可案決
陳情第2号		設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について	平成30年10月10日	—	継続審査
陳情第9号		比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年12月6日	—	継続審査

# 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年12月7日（金） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時34分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○説明員（3名）

建設部長 次	新垣 勉
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗

市街地整備課 課長	比嘉 徹

○参考人（3名）

中央設備研究所	阿嘉 茂男
(有) テイエム エンジニア	松堂 貴司

中央設備設計 事務所	饒辺 永勇

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 70 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (2) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (3) 議案第 70 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (4) 議案第 71 号 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

## 第419回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年12月7日（金）第1日目

- 宮城克委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時00分）

---

### 【議題】

議案第70号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

### 《 現 場 視 察 》

※屋外運動場、宇地泊第二土地区画整理事業、大謝名黄金宮及び佐真下第二土地区画整理事業の現場視察を行う。

### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時10分）

### ◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）  
これより午後の会議を進めてまいります。

### 【議題】

陳情第2号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

### ～参考意見聴取～

- 阿嘉参考人 各自治体が工事を行うに当たっては、設備設計について地元業者を優先して発注している中で、今年度宜野湾市が3件の工事において市外業者に発注しており、さらに当会のメンバー3者が指名入札から外された事業も数件あった。市内業者育成という行政の立場の面からも、市内業者優先発注を行ってほしいと市長へも陳情を行ったところである。事務所の規模、数について問題があれば、浦添市では設備設計業務に建築設備設計事務所を

入れる等に対応しており、あくまで地元業者優先を行っている。市外から参入するのは那覇市の業者が多く、決まった業者が多い。市内業者が受注できない状況が続くとさすがにむきにもなる。ほかには低減率の問題もあってそこを気にしながら入札しており、この場で言うのは適当ではないかもしれないが、低減率を上げてほしいという希望もある。そういう現状であり、市内業者優先で事業を発注してほしい。

- 真喜志晃一 委員 市外業者が受注した事業について詳細な説明を伺いたい。
- 阿嘉参考人 配布した資料を参照いただくと、平成30年度は8件の事業があったが、そのうち防災情報システム実施設計業務、(仮称)普天間交流拠点施設基本設計業務委託、防災行政無線デジタル化実施設計業務委託の3件について市外業者が受注している。
- 松堂参考人 資料は平成28年度～30年度までの市が発注した設備設計事業への入札指名業者及び落札業者の一覧となっているが、3年間で市の発注事業は15件しかない上に、市外業者が入札指名され、うち4件が落札されている状況では、市内業者は仕事がなくなってしまう。
- 真喜志晃一 委員 平成30年度に3件の市外業者落札があったので、今後は市内業者に発注してほしいということか。
- 阿嘉参考人 行政には、市内業者育成をしてほしい。市内業者は数も少ない上に、指名からも外されるということになればますます苦しくなるため、市の事業については、市内業者に発注してほしい。
- 真喜志晃一 委員 入札で市外業者を指名した理由は当局に確認したのか。
- 阿嘉参考人 理由は聞いていないが、おそらく事業所の規模の問題ではないかと考えている。陳情書にも記載したが、地元の仕事が発注することで技術者の育成にもつながり、事業所の体力もついていくと考える。
- 上里広幸 委員 公共工事の入札条件を満たしているのに、入札指名を外されているのか。
- 阿嘉参考人 先述したようにその点は未確認であるが、やはり規模の問題であらうと考えている。しかし、小さい事業にも市外業者が入っていることについては疑問に思っている。
- 松堂参考人 平成28年度までは、市内業者のみが入札に参加していたが、平成29年度は3件の入札のうち1件は市内業者が指名から外されている上に市外業者が落札している。平成30年度については、8件の入札のうち市内業者がかなり入札指名から外されている。市外業者をみると事業規模の大きい業者が指名されており、やはり事業所規模の問題であるように思える。平成28年度以前のように事業所の大小にかかわらず市内業者の入札参加、発注をお願いしたい。

- 濱元朝晴 委員 平成28年度以前には市外業者は入札参加していなかったのか。
- 松堂参考人 平成27年度の大きな事業であった志真志小学校改築事業には市外業者が参加していた。平成29年度以降は事業の大小にかかわらず市外業者が参加するようになった。
- 濱元朝晴 委員 市外業者が参加するようになった理由を当局から説明を受けてはいないのか。
- 阿嘉参考人 正式な説明は受けていないが、建築課から少し話を伺ったことがあります、やはり規模の問題のようだった。だが、平成28年度以前は大きい事業であっても市内業者が入札参加・受注していたので、今後は以前のように行ってほしい。
- 濱元朝晴 委員 陳情書を見ると、近隣の浦添市、那覇市、うるま市、沖縄市は、ほぼ100%市内業者が受注しているとある。そのことを市当局には訴えなかったのか。
- 阿嘉参考人 やはり規模の問題であると考えているが、技術者をふやそうにも、仕事が減っている現状では自らの首を絞めるようなものでふやせない。事業者としても人材育成は頭にあるが、経営的に厳しい。那覇市のように仕事が多い地域なら可能かもしれないが、那覇市の事業に市外業者である自分たちが入札参加することもできない。
- 饒辺参考人 浦添市、那覇市、沖縄市においては、市外業者は入札参加できない。浦添市、沖縄市では、設備設計事務所が8社必要な場合、3社が設備設計事務所、残り5社は地元の建築設計事務所を入れている。宜野湾市でもそういうやり方ができるのではないかと考えている。
- 阿嘉参考人 建築設計事務所には、設備設計の技術者がいる事務所もある。
- 松堂参考人 設備設計というのは、主に電気と機械に分かれており、それぞれ担当がいる。行政側は技術者の数が足りないと判断し、指名から外したのかもしれないが、県や那覇市は1人でも技術者がいれば入札参加・受注ができています。1人では電機と機械の設計はできなくなれば、再委託、下請で対応している。事業所の規模を問題にすると、技術者を育成するには人件費もかかるため仕事が少ない現状では厳しい。宜野湾市には設備設計事務所会もあり、一つの事業所で対応できない場合は協力しあえば、大きな事業でも対応できると考える。
- 宮城司 委員 今回の陳情について市当局に話を伺った際、技術者の人数が要件を満たしていないために指名しなかったとのことだった。先ほど話のあった事業所間で協力すれば事業をこなすことは可能なのか。
- 松堂参考人 技術者の人数の問題であれば、他の事業所とJ Vを組んで入札

参加するという方法もあると思うが、数年前までは人数等の条件はなかったのが、ここにきてその条件が出てきたのが理解しがたい。

- 宮城司 委員 県等では事業所の規模が問題になったことはないのか。
- 松堂参考人 県の同規模の事業に入札参加し、業務をこなしている。技術者が不足の場合には先述したように再委託等をして業務を行っているので、宜野湾市でもその取扱いが可能ではないかと考える。
- 宮城司 委員 資料を見る限り、市外業者は平成29年度まで入札にも参加していないという理解でよいか。
- 阿嘉参考人 平成27年度の規模の大きい事業に市外業者が参加したのを除けば事例はない。
- 真喜志晃一 委員 資料中、平成30年度に空白になっている業者は、入札にさえ参加していないということか。
- 阿嘉参考人 そのとおりである。宜野湾市は指名入札制度なので、指名されないと入札に参加できない。
- 伊佐哲雄 委員 平成29年度途中までは、基本的に市内業者のみが入札に参加していたのが、それ以後市外業者が参加しているところを見ると、大きな方針転換であるように思われる。基本的に市当局は設備設計だけでなく、他の業務でも市内業者優先の方針を持っているはずだが、それについて見解を伺いたい。
- 阿嘉参考人 この件で建築課や教育委員会施設課に、市の方針転換について確認したところ、そういうことではないとの回答だった。市長にも直接要請した際に確認したが同じ回答だった。
- 伊佐哲雄 委員 入札参加要件を満たしていないため指名されないのか、それとも要件は満たしているが、技術的、ノウハウ等の面に不安があるため指名されないのか、そういった実態についてどう考えるか。
- 阿嘉参考人 技術者の人数不足に関しては、事業所同士のJ Vで行うという方法もあるが、当局側から説明もないため、対策がとれない状況である。事務所会内でも協力し合っていく話はしており業務遂行に問題はないと考える。
- 真喜志晃一 委員 協力の内容は、いわば事務所間で人の貸し借りをすることか。それについて問題はないのか。
- 阿嘉参考人 その事業のみ協力してもらうので、法に抵触するようなことはないと考える。
- 又吉亮 委員 県等の事業では、小さな事業所でも入札参加できているという話は当局とはしているのか。また、前回の当局の話では、指名されなかった理由を問われれば説明は行うとの話もあったので、上記を含めて当局側と話をしてみてはどうか。

- 阿嘉参考人 その件について当局と話をしたことはない。ただし、県等の事例については、定かではないが当局に話をしたように記憶している。
- 真喜志晃一 委員 規模の問題などについて伺ったが、今回の陳情は、平成28年度以前のように市内業者のみ入札参加・受注できるようにしてほしいという内容と理解してよいか。
- 阿嘉参考人 そのとおりである。
- 又吉亮 委員 先に述べていた協力の内容について、人の貸し借りなのかJ Vで対応するのかについて確認したい。
- 阿嘉参考人 再委託、下請等については、行政側としても承認が必要と考える。以前にもそういう手法をとったことはあった。
- 松堂参考人 業務の規模によるが、小さい場合には一部だけ協力を依頼する等がある。J Vについてはまだ行ったことはないが、今後必要な場合は市内7社で相談することになるかと考える。

- 
- 宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時50分）
  - 宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時51分）

- 
- 宮城克 委員 陳情書には7社の署名があるが、市内の設備設計事業所はこれで全部なのか。また、設備設計には電気と機械の2種類があると聞いたが、その資格があればもう少し規模を広げることにはできるのか、もしくはできるのにやらないのかを伺いたい。
  - 阿嘉参考人 設備設計には電気設備と機械設備があるが、それを専門にできる資格者が必要であり、行政からは必ず資格者をつけるという条件が付くことから、無資格者が事務所を立ち上げただけでは受注できない。市内に住所のある資格者はいるはずで、仕事量がふえれば一緒に仕事をすることもできると思うが、現状では難しい。
  - 宮城克 委員 平成30年度は、多くの事業で市内業者が入札指名を外されているが、市内7社だけで平成30年度の市が発注するすべての設備設計の事業に対応することが可能なのか伺いたい。
  - 阿嘉参考人 可能であると考えためこうして陳情を行っている。
  - 宮城克 委員 市内業者のみで事業に対応できるのかは、大きな争点だと思われるので、今後の委員会でも確認していきたい。
  - 伊佐哲雄 委員 今の話を伺ったところ、市の事業は市内業者のみで対応できるにもかかわらず指名から外され、それに対する説明もないという理解でよいか。
  - 阿嘉参考人 先述しているように説明は今のところ受けていない。平成29年

度途中までは市内業者のみで入札指名・受注し、事業を担っていたものが、急に入札指名からも外されている状況は理解しがたいということである。

○伊佐哲雄 委員 市内業者優先はどこの市町村でも行われているはずであるが、それを行わない理由については確認する必要があると思われる。

○宮城司 委員 入札指名から外されている理由に対する見解を伺いたい。

○松堂参考人 那覇市などの業者と比較すると、先述しているように規模、つまり人数の問題であるように思う。実績については県などの大きな事業も引き受けており、心当たりがあるとすればやはり人数の問題ではないかと思う。市当局から理由を伺えれば、その対策を取っていきたいが、人を雇うとなると人件費がかかるため仕事が減っている状況では厳しいものがある。それを含めて仕事を多く受注できれば人件費もふやせるのではないかと思う。

#### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後 2 時 5 9 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 3 時 1 0 分）

---

#### 【議題】

議案第 7 0 号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

#### ～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 共済組合負担金については、単純に人数がふえたという認識でよいか。

○市街地整備課長 4月の職員の人事異動に伴う給与単価の変動による増である。

○宮城司 委員 現場視察の中で、宇地泊公民館の隣の土地に擁壁を設けるという説明があったが、隣接する住民との話し合いの状況について伺いたい。

○市街地整備課長 擁壁が、隣接する土地に4、5メートル上がってくるため、協議を進めているところである。先日も、工事の着手に伴う調整を行っており、再度補償関係の説明を行う予定である。

○宮城司 委員 補償の内容について伺いたい。

○市街地整備課長 境界沿いに隣接地区内と地区外の境目の擁壁を入れるが、この部分に隣接地のブロック塀があり、工事の際にブロック塀が破損する可

能性があることから、その撤去等に関する補償となる。

- 宮城克 委員 擁壁の種類について伺いたい。
- 市街地整備課長 構造的には現場打ち擁壁となる。資材の比較になるが、4、5メートルまでの擁壁にはフレキャストが安価であり、5メートル超のものには現場打ち擁壁が安価であることから、今回の擁壁については、2、3メートルの段差部分はフレキャストとし、その上部を現場打ち擁壁とする予定である。

**【審査結果】**

質疑の段階で継続審査。

- 
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時20分)
  - 宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時22分)
- 

**【議題】**

議案第71号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

～質疑・答弁～

- 上里広幸 委員 土地区画整理沖縄振興公共投資交付金270万円の減額理由について伺いたい。
- 市街地整備課長 公共投資交付金の減については、県全体での交付金の事業費が落ちたことで、市町村配分の要望額についても減額となり、区画整理事業は9割補助となっていることから、300万円の基本事業費に対する270万円の減となっている。
- 上里広幸 委員 一律での減額なのか。
- 建設部次長 各事業一律ではなく、事業ごとに割合が違っている。
- 宮城司 委員 視察で特殊道路について説明があったが、区画整理地区内に車両通行不可の特殊道路を設ける理由は何か。
- 市街地整備課長 本来区画整理事業の面的整備の趣旨として、安全を守るための整備となっている。道路を通す際、幹線道路であれば歩道が整備されるが、区画道路になると、住宅に面する道路の位置付けとなって歩道がない。そこで、防災面等から公共施設や集落等を結ぶ際に歩行者専用道路である特殊道路を設けている状況である。
- 宮城司 委員 防災面だけなら、車が通れてもいいのではないか。
- 市街地整備課長 幹線道路である県道との接続に際しては、接続する車道が

多くなると安全確保に問題が生じるため特殊道路としている。

- 宮城司 委員 交付金の減額について、今年度さらに減額となる可能性はあるか。
- 建設部次長 すでに交付決定されているので、今年度の減額はないと考えている。変更があるとすれば、工事ができずに返還となった他市町村分の交付金が配分されるという可能性は考えられる。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後 3 時 3 0 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 3 時 3 0 分）

---

○真喜志晃一 委員 交付金270万円が減となって、事業にどのような影響が出てくるか伺いたい。

○市街地整備課長 地区内の補助金対象は道路部分のみとなるが、道路築造の延長としての減にはなるが、事業全体の土地の使用収益の影響はない。道路設置時のライフラインの調整があり、道路部分の排水と路盤までは整備するが、上下水道の配備計画が入るため、その間はアスファルト舗装ができない。その受けをつくる事業を進めている。場所によっては、供用開始ができるようアスファルト舗装まで終えての事業進捗となっている。

○宮城司 委員 交付金が減額となっているが、平成35年までという区画整理事業の施工期間に影響はないのか。

○市街地整備課長 地区内には道路部分の補助金しかないが、300万円程度の補助金の減による工程のおくれはそれほどないと考えている。ただし、補助金対象外の造成工事等の整備が、市の財源で行われていることから、それに関しては市の財源の確保状況に応じて事業期間の延伸がある可能性はある。

○宮城司 委員 交付金は近年連続して減となっているが、その積み重ねの影響もないのか。

○市街地整備課長 影響が全くないわけではないが、大きな影響はないと考えている。理由としては、補助金を受けて負担分の財源を確保する必要があり、道路事業等は整備しないと事業進捗が図れないといった面があり、そういった観点からはそれほど影響はないと考えている。

○濱元朝晴 委員 佐真下第二土地区画整理事業進捗状況の資料について、保留地処分面積が40.9%となっており、事業の施工期間は平成12年～平成35年までとのことだが、あと4年で事業が完了するのか。

○市街地整備課長 平成35年までの計画であるが、現在の状況だとさらなる延伸も見据えている。だが、一気に10年延ばすというわけにもいかないもので、事業の進捗を注視しながら5年ないし3年の延期を検討することになるかと

思われる。

- 濱元朝晴 委員 公共投資交付金の減額等もあり、施工期間が長くなるほど市の負担も多くなると思うので、それも考慮に入れて行ってほしい。

**【審査結果】**

質疑の段階で継続審査。

- 
- 宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 3 時 3 3 分)

- 宮城克 委員長 再開いたします。(午後 3 時 3 4 分)
- 

- 宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後 3 時 3 4 分)

# 経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成30年12月10日（月） 2日目

午前10時01分 開議  
午後 0時02分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（9名）

建設部 次長	新垣 勉
土木課 課長	又吉 直広
文化課 文化財整備係長	仲村 健
上下水道局 下水道施設課長	呉屋 武
上下水道局 業務サービス課長	徳田 英明

都市計画担当 技 幹	城間 勝也
土木課 土木管理係長	宮城 政勝
上下水道局 次 長	石川 康成
上下水道局 総務企画課長	與那原 類

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (2) 議案第 7 7 号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 7 4 号 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- (4) 議案第 7 7 号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第 7 0 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (6) 議案第 7 1 号 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (7) 議案第 7 4 号 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- (8) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (9) 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

## 第419回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成30年12月10日（月）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

### 【議題】

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

～質疑・答弁～

- 建設部次長 比屋良川公園は昭和43年の都市計画決定において、現在の区域が決定している。その計画においては、黄金宮のほこらがある場所は整備箇所に含まれておらず、その経緯については、おそらく自然を活かした公園ということで区域決定されたと思われるが、黄金宮のあたりは住宅地ということで区域に含まれなかったものと思われる。また、現在進めている同公園整備事業に含めての整備については、黄金宮が文化財として指定されていない面もあり、公園整備事業に含めて整備を行うことは非常に厳しいと認識している。また、黄金宮と公園区域との間に住宅があることもあり、公園の一部として整備するのは難しい。
- 文化財整備係長 黄金宮については、地元の方々からこれまで指定文化財登録等の要請を受けてきているが、現状を見る限り学術的根拠が乏しいことから指定はできないという結論に達している。ただし、地域の重要な文化財という位置づけの登録文化財として登録すべく大謝名区自治会及び上大謝名区自治会とが共同して現在手続きを進めている状況である。
- 上里広幸 委員 登録文化財の現在の登録件数を伺いたい。
- 文化財整備係長 現在登録されているのは、神山・愛知のヌールガー、字宜野湾の年中祭祀の2件である。
- 上里広幸 委員 登録文化財となった場合、その管理は市が行うのか。
- 文化財整備係長 登録文化財に関しては、市ではなく、基本的にその所有者が管理を行うことになる。
- 上里広幸 委員 黄金宮が登録文化財となった場合、比屋良川公園整備事業に含めて整備が行われる可能性はあるのか。
- 建設部次長 文化財の重要性に係ってくるものと思うが、登録文化財が所有者管理である以上、登録されたからといって市が公園整備に含めて整備を行

うのは厳しいと考える。やはり市の指定を受けた文化財でないと難しいと考える。

- 上里広幸 委員 黄金宮が登録文化財として登録されても、公園整備に含めた整備は困難だとすると、指定文化財とならない限り整備は難しいという理解でよいか。
- 都市計画担当技幹 都市公園法にて公園施設の種類が規定されており、その中に、古墳、城跡、旧宅その他遺跡及びこれらを復元したもので、歴史上又は学術上価値の高いものとあることから、市としては黄金宮が文化財指定を受けて初めて、公園整備に含めるかを検討することになると思われる。
- 宮城司 委員 学術的根拠がないために文化財指定は困難であると伺ったが、陳情書の資料には黄金宮の歴史的価値について記載されている。この記載部分については学術的に確認が取れていないという理解でよいか。
- 文化財整備係長 文化財として指定するには、湧泉や住居跡等いわゆる遺構の確認が必要であり、その上で学識経験者等に諮り、その遺構の学術的な位置づけが確認されて初めて指定を行うことになっている。黄金宮は現在コンクリートのほこらがあるのみであり、周辺についても発掘調査がなされておらず、遺構がない以上、指定が困難な状況である。
- 宮城司 委員 遺構がない以上指定できないということだが、石垣等の遺構が残っていれば文化財指定の可能性もあるということか。
- 文化財整備係長 遺構があり、その時代確認等がなされた場合には指定される可能性はある。
- 宮城司 委員 その可能性がある以上、陳情の内容は否定できないと考えてよいか。
- 文化財整備係長 否定はできないと考える。
- 濱元朝晴 委員 黄金宮周辺には住宅等があるが、もし整備するとなった場合、どの程度の面積が必要になるか伺いたい。
- 都市計画担当技幹 面積に関しては不明だが、もし比屋良川公園整備事業に含めて整備することになった場合、8件ほどの物件補償が見込まれる。
- 濱元朝晴 委員 8件の物件補償の調査等を行っているのか。
- 都市計画担当技幹 いまだ事業化されていないことから調査等を行っていない。
- 濱元朝晴 委員 これまでに比屋良川公園の展望広場等に黄金宮を移す等の要望はなかったのか。
- 建設部次長 あくまで比屋良川公園の一部として整備してほしいとの要望であり、ほこらの移転等の話は聞いていない。
- 濱元朝晴 委員 現在は登録文化財への登録等を進めている段階とのことだ

が、整備等に関しては計画も予算化もない段階と考えてよいか。

- 建設部次長 公園の一部として整備するためには、まず都市計画決定を受けねばならないが、そのためには決定を行う理由を審議会等に上げ、県等との調整を行う必要がある。しかし、黄金宮に関しては都市計画決定を行う根拠に乏しいため、現在のところ調査等を行うこともできないと考える。
- 濱元朝晴 委員 資料を見ると、察度王が黄金宮周辺で貿易を行っていたとあるが調査したことはあるのか。
- 文化財整備係長 聴き取り調査では、周辺に石垣や港があった等の伝承があった。
- 伊佐哲雄 委員 資料には黄金宮と察度王の関係等が記されているが、文献等で確認できるものなのか。
- 文化財整備係長 まず、琉球王府の歴史書「球陽」の察度王伝に記されており、それによれば察度王は黄金宮のあたりに居を構え、勝連城からお嫁さんをもらった等が記されており、「中山世鑑」にも同様の記述がある。また、「琉球国由来記」にも御嶽に関する記述があることから、察度王が黄金宮付近に居住していた可能性は高いのではないかと考える。
- 伊佐哲雄 委員 嘉数近辺は沖縄戦の激戦地であった場所であり、遺構等は破壊された可能性が高い。物的証拠はなくとも、文献等で関連性を確認できるのであれば文化財として認めてはどうか。
- 文化財整備係長 市としては、黄金宮として文化財めぐりの中に入れていた状況である。指定文化財とするには、文化財保護審議会へ諮る場合、その遺構等の価値を示す必要があるが、遺構がない現状ではそれはできない。そこで、地域が大切にしている文化財という位置づけの登録文化財としての登録を進めている。
- 伊佐哲雄 委員 文化財保護審議会へ諮る予定はあるか。予定がない場合、その理由はあるのか。
- 文化財整備係長 諮る材料がないため、現在のところ予定はない。県が1970年代に調査を行ったことがあり、その際には現在のように住居跡、石垣等の遺構はなかったとされている。黄金宮に設置されてある説明板の想像図は、聴き取り調査をもとにしたものである。
- 伊佐哲雄 委員 黄金宮の土地は20坪ほどあるようだが、現在の所有者について伺いたい。
- 文化財整備係長 個人の所有となっている。
- 米須清正 委員 20坪の中には周辺の住宅も含まれているのか。
- 文化財整備係長 コンクリート製のほこらと広場部分のみと思われる。
- 米須清正 委員 ほこらは個人が設置したのか。

- 文化財整備係長 おそらく字大謝名の獅子舞保存会が設置したのではないかと。今後の保存等に関しても同会と調整することになると思われる。
- 宮城司 委員 陳情者である黄金宮整備まちづくり振興会と市との関係はどうなっているのか。
- 建設部次長 同会については地域の方々が立ち上げたものであり、市と直接の関係はない。
- 宮城司 委員 同会の委員構成として各自治会や老人会とあるが、全自治会が加入しているのか。
- 建設部次長 周辺の大謝名、上大謝名、大謝名団地の各自治会ではないかと推測する。
- 宮城司 委員 市の登録文化財と指定文化財の一覧を頂きたい。
- 文化財整備係長 提供いたしたい。
- 宮城司 委員 陳情の趣旨は、県の宇地泊川整備事業の立入禁止区域の解除と市の比屋良川公園整備事業に黄金宮整備を含める要望と理解するが、公園整備に含めることが困難であるならば黄金宮単独での整備事業はできないのか。
- 建設部次長 比屋良川公園がすぐ隣にあることから、公園計画上、単独の公園としての整備は難しいが、上大謝名付近は公園が少ないことからその面では今後の検討が必要と考える。現在の場所に単独での公園となると比屋良川公園との距離もあるため調査・検討を要すると考える。
- 宮城司 委員 陳情の資料には、宇地泊川整備事業の立入禁止区域の解除とあるが、これは何を意味しているのか。
- 建設部次長 県の事業であるため、詳細は不明だが、現場立ち入りができない状況の解除を求めているものと考えます。
- 又吉亮 委員 地域住民から市指定文化財指定に対する要望はあったのか。
- 文化財整備係長 平成30年2月頃に要望があった。
- 又吉亮 委員 市指定文化財として指定を受け、その上で比屋良川公園整備に含めてほしいということだったのか。
- 都市計画担当技幹 平成30年2月に文化課へ指定文化財の申請があり、同時に建設部にも比屋良川公園整備事業に含めた整備について文書要請があった。
- 又吉亮 委員 その際には、市指定文化財とするには遺構等もないため難しいと回答しているのか。
- 都市計画担当技幹 比屋良川公園整備事業への施設追加は困難である旨、ことしの5月1日に文書で回答をしている。
- 又吉亮 委員 陳情の趣意書を見ると、黄金宮の整備だけでなく、展望広場や子供広場、講習広場のあり方についても疑問が提示されているが、展望広場予定地については、現在の黄金宮の位置に計画変更はできないのか。また、

展望広場予定地には住宅等の物件補償は発生しないのか伺いたい。

- 都市計画担当技幹 展望広場予定地は、すでに物件補償を進めており、今年度で全ての用地を確保する予定である。また、展望広場の位置については、すでに都市計画決定されて物件補償も進んでいることから変更は難しい。
- 建設部次長 用地買収、物件補償についても国の補助をいただいております、変更は困難と考える。
- 又吉亮 委員 公園については地域の人たちのほうが利用状況等をよく知っていると思われ、そういう視点からの見直し要望だと考えており、黄金宮整備もその視点に立っての提案だが、今の話では都市計画の変更は難しいとのことだった。その認識でよいのかももう一度伺いたい。
- 建設部次長 昭和43年の都市計画決定された中で、現在まで整備を進めているが、計画の中に黄金宮整備を含めるのは困難であると考えている。展望広場については、地域の方々の意見も聞きながら、予算の範囲内で実施設計等を進めていく予定である。
- 上里広幸 委員 都市計画に黄金宮整備を含めることは現在検討していないという理解でよいか。
- 建設部次長 現時点では検討していない。
- 上里広幸 委員 陳情書には、山城康弘議員の黄金宮整備についての一般質問に対し、今後検討していくとする建設部長答弁があったとの記載があるが、それとは矛盾しないか。
- 建設部次長 その答弁は、比屋良川公園整備事業に含めることは困難だが、別の整備事業として可能かどうかを検討していきたいという内容である。
- 上里広幸 委員 別事業の検討状況はどうなっているのか。
- 建設部次長 現時点では進んでいない。
- 上里広幸 委員 市として文化財調査を行っているのか伺いたい。
- 文化財整備係長 現在のところ発掘調査等は検討していない。
- 真喜志晃一 委員 展望広場の入口部分が、一方通行の私道となっており問題があるとのことだが、今後整備された場合には解消されるのか。
- 都市計画担当技幹 都市計画決定時には、接道していないという課題があったが、接道させるために今年度の一部区域を拡大しており、現在は接道している状況である。
- 伊佐哲雄 委員 子供広場は、周囲に住宅が少なく実際に利用している人も少ない上に、隣接地の敷地の一部のように見えて利用しづらい。この解消のために、対岸に橋をかけて利用しやすくするという陳情書の計画について見解を伺いたい。
- 建設部次長 子供広場及び展望広場付近は、県より急傾斜地域に指定され、

整備が難しい場所となっており、崩落の危険があるため架橋は難しい。おそらく県の許可もおりにないのではないかと思われる。

○伊佐哲雄 委員 橋をかけるのは難しいという理解でよいか。

○建設部次長 県には未確認だが厳しいと考える。これについては、陳情者にも説明はしている。

#### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時53分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時04分)

---

#### 【議題】

議案第77号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

#### ～質疑・答弁～

○宮城司 委員 道路占用料改定の経緯について、国が平成28年に法令を改正してから市が条例を改正するまでに3年のずれがある。その間の占用料はどうなっているのか。

○土木課長 国は道路法施行令、自治体はそれぞれの条例を根拠に占用料を徴収している。占用料の改定についても、国は道路法施行令、自治体は条例を改正する必要があるが、国の調査委員会は3年ごとの見直しが望ましいという意見を示しており、それを踏まえて平成28年の条例改正から3年が経過した今回の改正となっている。これまでの占用料については、平成28年4月1日に施行された占用料を土台として算定しており、詳細を説明すると、新規物件は改正後の占用料が徴収されるが、既存の電柱等の物件については、企業等への影響を考慮して、改正後の占用料をすぐに徴収するのではなく、前年度の占用料を1.2倍した額を徴収するという激変緩和措置がとられている。

○宮城司 委員 必ず前回から3年後に改正しないといけないのか。国が改正したタイミングと同時に改正すれば占用料収入も上がるのではないか。

○土木課長 国の法令改正と同時に改正するのが望ましいではあるが、これまでもタイミングをずらして改正していることもあり、また激変緩和措置が適用されていることもあって、市としても3年ごとに改正するという内規的なものに従って改正を行っている。

○宮城司 委員 市道に立っている電柱等が対象だと思うが、今回の改正により

占用料はどれほどの増収を見込んでいるのか。

- 土木課長 新規物件に関しては改正後の額を徴収するが、新規物件は年に10本程度であり、既存物件の緩和措置による増が主な要因となる。既存物件は緩和措置で1.2倍ずつ上げていく説明をしたが、単純に計算すると約300万円程度の収入増が見込める。毎年の決算で占用料に波があるが、これは工事等の足場の占用料は年度によって増減があるためであり、あくまで電柱に限り約300万円程度の増を見込んでいるということである。
- 宮城司 委員 N T Tと沖縄電力の電柱が主なものだと思うが、道路占用料については、ほかにどのようなところが対象となっているのか。
- 土木課長 主な既存物件の平成29年度実績は、沖縄電力が約750万円と最も多く、次に西日本電信電話が350万円程度、N T Tドコモが5万4,000円、沖縄通信ネットワークが73万円、沖縄ケーブルネットワークが91万2,000円程度となっており、あとは単年の工事足場等が100万円から200万円の間程度となっている。
- 宮城司 委員 法律改正により水道の民営化の話が出ているが、もしそうなった場合、水道管等も道路占用料の対象となるか。
- 土木課長 現在水道管は占用料の対象とはなっていないが、今後国の法律で水道管が対象となった場合には、それに沿う形で条例も対象となると考える。
- 建設部次長 公益性を考えると、民営化になった場合でも水道管が占用料対象となるかは微妙なところである。
- 土木課長 仮に徴収対象となった場合、水道料金に反映される可能性が高いので、対象となるかは国の方で判断するものと考えている。
- 真喜志晃一 委員 3年ごとに占用料改正するとのことだが、前回の改正から変わっていないものもある。その理由はなにか。
- 土木課長 国の法令改正に基づいて条例も改正しており、改正されなかった理由までは把握していない。
- 又吉亮 委員 私道や私有地の占用料はどうなっているのか。
- 土木課長 道路法に規定のないものは、占有者と地権者との個々の契約になると思われる。
- 米須清正 委員 里道の占用料はどうなっているのか。
- 土木課長 市が管理している里道については占用料を徴収している。
- 米須清正 委員 沖縄電力の電柱とN T Tの電柱では額が違う理由について伺いたい。
- 土木課長 それぞれの電柱は寸法が違っており、その差によるものである。また、第1種、第2種、第3種の違いは電柱にかけられている電線の数の違いによるものであり、第1種が3条以下、第2種が4条から5条、第3種が

6条以上となっている。NTT柱と電力柱の違いは、形状、重さの違いがあり、あえて占用料も区別している。また、電柱には共架式のものがあり、それについては電柱を保有していない会社についても使用している電線の本数で徴収を行っている。NTTは沖縄電力の電柱に共架しているものが多いため、沖縄電力の占用料が一番多い要因となっている。

- 伊佐哲雄 委員 電柱を支えているワイヤーケーブルについては占用料の対象となるのか。
- 土木課長 ワイヤーケーブルは占用料を徴収していない。
- 伊佐哲雄 委員 私有地と市道の占用料とに差はあるのか。
- 土木課長 市道上の物件については条例に基づく占用料が徴収されるが、私有地については個々の契約となるので、土地の価格差等を考慮すると一律ではない可能性はある。
- 濱元朝晴 委員 電柱等につけられている横断幕やのぼりは、どのような扱いになるのか。
- 土木課長 無断での設置は禁止であり、県の屋外広告条例にも反すると思われるので、確認が必要と考える。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前11時44分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時44分）

---

○宮城司 委員 電柱等が私有地と市有地のどちらにも設置できる場合、どちらが優先するという基準はあるのか。

○土木課長 設置者の判断になるものと考えます。これに関して市は、指導等はおこなわず、設置者にそのような基準があるかも把握していない。

**【審査結果】**

質疑の段階で継続審査。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前11時47分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時48分）

---

**【議題】**議案第74号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 特別利益2,744万2,000円は、消費税の還付分ということだが、

1年分の数字なのか。

- 総務企画課長 平成26年度～平成29年度の4年度分の合計額となる。
- 宮城司 委員 その4年度分の3%分の消費税は、市民から徴収した分は還付とならないのか。
- 総務企画課長 下水道事業が借り入れした部分を償還する際に消費税も納税するが、その際に多く納税していた。一般会計と違い、公営企業会計は料金で事業を運営していくという面があり、市民が下水道料金を支払った際には消費税も一緒に支払っていただいている。下水道事業は市民が納付した消費税を国税事務所へ納税することになり、その際に多く納税していたということが、10月の消費税の勉強会で判明した。8%で支払っていたが、5%で納税する措置があったということで、その部分の還付を受けるというものである。市民の納税分については平成26年度より8%になっており、その分については問題ない。下水道事業が借り入れを償還する際に多く支払っていた消費税分を償還してもらう形になる。
- 宮城司 委員 市民に還付することはないという理解でよいか。
- 総務企画課長 そのとおりである。
- 真喜志晃一 委員 消費税を多く払い過ぎていたという部分について詳細を伺いたい。
- 上下水道局次長 間違っていたわけではなく、公営企業会計の消費税の支払い方法と、一般会計や特別会計の支払い方法が違い、一般会計については、課税される部分については、相殺されて消費税の納税義務はあるが納税はしないでよいとされている。その中で、公営企業会計になる以前、平成26年から29年の特別会計では支払っており、その際に8%で計算していた。公営企業に移行した際に、見直しの検討を行ったところ、借り入れに関する消費税については5%で計算すべきであったことが判明した。市民からの下水道使用料に係るものではない。還付を受けて特別利益に入り、これがことしからの個々の営業収支で相殺されることになる。
- 真喜志晃一 委員 実際に払い過ぎた額ということか。
- 上下水道局次長 年度毎に計算方法が変わるが、合計で2,744万2,000円となっている。
- 真喜志晃一 委員 計算はぴったり合うのか。
- 上下水道局次長 更正の請求書の中で計算方法があり、それに基づいて国税事務所へ提出しており、現在審査中である。その結果によっては若干金額に変更がある可能性はある。

#### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 52 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 11 時 55 分）

---

**【議題】**

議案第 77 号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

**【質疑終結】**

**【討論】**

なし。

**【審査結果】**

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 56 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 11 時 57 分）

---

**【議題】**

議案第 70 号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別  
会計補正予算（第 2 号）

議案第 71 号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別  
会計補正予算（第 3 号）

議案第 74 号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

**【質疑終結】**

**【討論】**

なし。

**【審査結果】**

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 58 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 11 時 59 分）

---

**【議題】**

陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

**【閉会中の審査継続申出】**

本 2 件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査

する必要があるため、議長に申し出ることに決定する。

---

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後 0 時 0 0 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後 0 時 0 1 分)

---

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 0 時 2 分)